

事務連絡  
令和2年12月21日

各都道府県 関係課室長殿

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室長  
経済産業省製造産業局化学物質管理課長

一般照明用の高圧水銀ランプの製造等の規制措置の周知について（依頼）

環境保全及び化学物質対策については、平素より、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の周知について（依頼）（平成29年5月22日事務連絡）にて周知いたしましたとおり、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）」では、水銀等を使用する製品の一部を「特定水銀使用製品」として定めており、その製造及び部品としての他の製品製造への使用は、令和2年12月31日から原則禁止となります（一部の特定水銀使用製品については、平成30年1月1日から既に規制が開始されています）。

一般照明用の高圧水銀ランプについても、特定水銀使用製品として令和2年12月31日より製造等が禁止となります。一般照明用の高圧水銀ランプを引き続き使用いただくことは可能ですが、交換のための高圧水銀ランプは将来的には入手できなくなりますので、LED照明等への計画的な切替え等を検討いただくことが推奨されます。また、高圧水銀ランプを廃棄する際には廃棄物処理法に沿って適正に処理していただく必要があります。

つきましては、体育館や公園等で広く用いられている一般照明用の高圧水銀ランプの規制措置について正しく理解していただくため、管下市区町村・関係機関・関係業界団体等に対して、本規制措置を広く周知いただくようお願いいたします。

<添付資料>

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の周知について（依頼）（平成29年5月22日事務連絡）

（環境省・経済産業省作成）

一般照明用の高圧水銀ランプの規制措置についての広報チラシ（環境省・経済産業省作成）

「緊急！水銀ランプをお使いの皆様へ」チラシ（日本照明工業会作成）

以上